

<施設管理者のみなさまへ>

# 信州パーキング・パーミット(障がい者等用駐車場利用証)制度 ご協力のお願い

長野県では、障がい者等用駐車区画の適正な利用を図るため、「信州パーキング・パーミット制度」を実施しています。

## 信州パーキング・パーミット制度の概要

### ◎信州パーキング・パーミット制度とは

日常的に多くの方が利用される施設の障がい者等用駐車区画の適正利用を図るため、利用対象となる方に県内共通の利用証を交付する制度です。

### <利用証交付対象者>

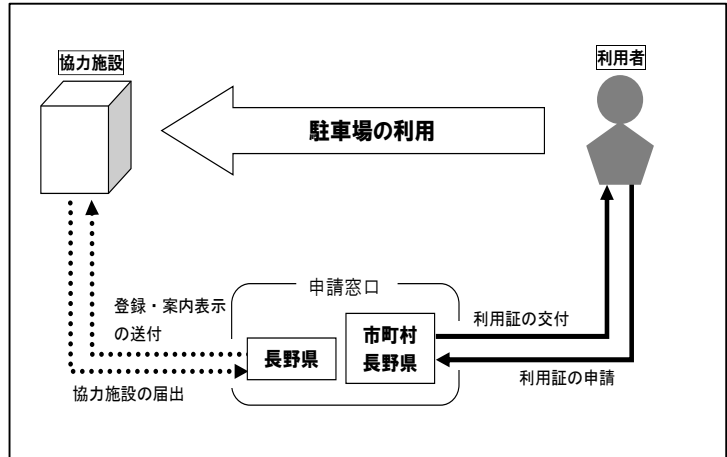
障がい者、高齢者、難病患者、妊産婦、けが人等で歩行が困難な方です。※詳細については、長野県ホームページに掲載しています。

### <利用証の種類>

▼車いす使用者



▼車いす使用者以外



### 利用証の掲示方法

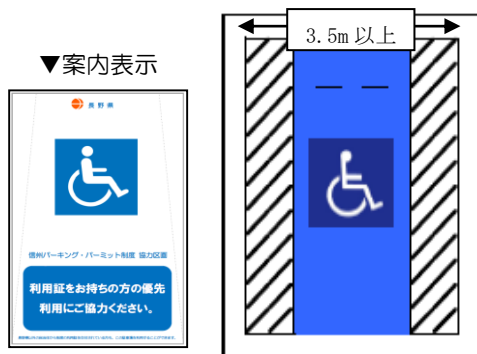
案内表示のある駐車区画を利用する際は、ルームミラー等に利用証を掲示して、車外から見えるように掲示します。



### ◎利用できる駐車区画

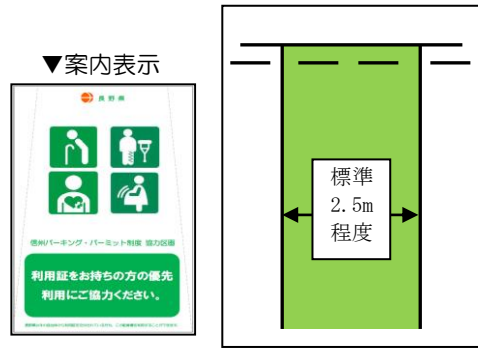
利用証は、協力施設の、専用の案内表示のある駐車区画で利用できます。

長野県では、特に、車いす使用者向けの幅広の駐車区画に加え、歩行が困難な方等のために出入口に比較的近い場所に通常幅の駐車区画を確保するプラスワン方式を推進します。



車いす使用者優先駐車区画

(既存の車いすマークの駐車区画)



障がい者等優先駐車区画

(既存の出入口付近の通常区画)

駐車場を整備されている施設・店舗のみなさまには、制度へのご協力をお願いします。

(協力届出の方法は裏面をご覧ください。)

◎対象区画の確保

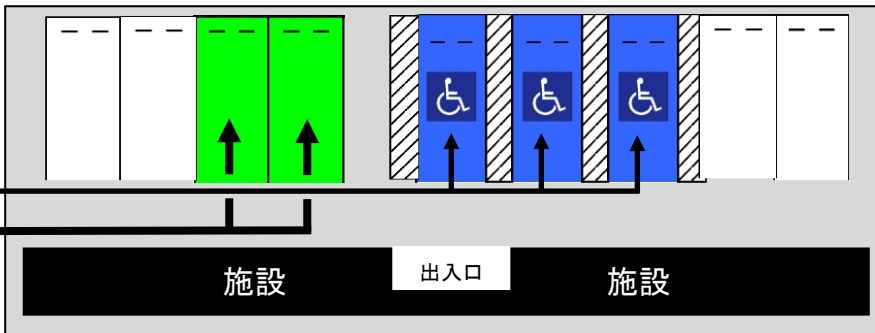
来客用の駐車区画の中から、信州パーキング・パーミット制度協力区画を確保してください。

<対象区画の種類>

駐車区画には、車いす使用者優先と、通常幅の障がい者等優先の2種類があります。

[区画確保の例]

- 車いす使用者優先駐車区画
- 障がい者等優先駐車区画  
※利用対象者は、歩行が困難な方であるため、施設の出入口に近い既存の通常幅の区画の一部を確保してください。



[協力区画数の目安]

施設内駐車 区画数	協力区画数	
	車いす使用者用駐車区画 幅広(350cm 以上)	障がい者等用駐車区画 通常幅(350cm 未満)
25未満	どちらか 1 以上	
25~100	1 以上	1 以上
101~200	2 以上	2 以上
201~300	3 以上	3 以上
301~400	4 以上	4 以上
401~500	5 以上	5 以上

◎協力届出書の提出

「信州パーキング・パーミット制度協力届出書」に必要事項を記入のうえ、下記届出先まで郵送にてご提出ください。※協力届出書は、長野県ホームページからダウンロードできます。

～届出書をご提出いただくと～

- ・案内表示、ポスター、制度案内チラシ、区画整備の手引きを郵送します。
- ・県ホームページに施設・店舗名を掲載します。

◎「案内表示」の掲示

対象の駐車区画に、県が提供する案内表示を看板・壁面・カラーコーン等に貼付してください。

※具体的な方法は、県ホームページに掲載する「駐車区画整備の手引き」をご覧ください。



◎制度の広報への協力

県が提供する制度のポスターを施設に掲示し、広報にご協力ください。

◎お客様への対応

お客様から制度についてたずねられた場合は、制度案内チラシを活用して説明してください。

お問合せ・届出先

長野県健康福祉部地域福祉課 地域支援係

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

電話 026 - 232 - 0053 / FAX 026 - 235 - 7172

E-mail parking-p@pref.nagano.lg.jp

長野県HP <http://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/parkingpermit/20151224.html>

「信州パーキング・パーミット制度」で検索

信州パーキング・パーミット制度

検索